ロ　子会社対象会社（法第百六条第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十三号の二に掲げる会社（以下この号、第五十八条、第五十八条の二、第八十五条第一項、第九十四条第一項第十号の二、第百五条第一項第十九号の二、第百五条の六第一項第十八号の二並びに第二百四十六条第一項第九号から第九号の三までにおいて「保険業高度化等会社」という。）を除く。第九十四条第一項第十号及び第百五条第一項第十九号において同じ。）を子会社とする場合には、当該子会社対象会社に関する第五十八条第一項第四号に掲げる書類

ハ　保険会社若しくはその子会社が保険業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この号、第五十八条から第五十八条の四まで、第八十五条第一項、第九十四条第一項、第百五条第一項、第百五条の六第一項及び第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）を超えて保有すること又は外国の保険業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第五十八条の二第一項第四号に掲げる書類

ニ　保険会社又はその子会社が国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第四章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十四　［略］

2　法第二条第十五項の規定は、前項第十三号ハ及びニに規定する議決権について準用する。

（株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第四十六条の二　法第九十六条の十三の二第七項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項（一に満たない端数の処理）に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一　当該株式を市場において行う取引によって売却する場合　当該取引によって売却する価格

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　法第九十六条の十三の二第七項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ　売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項）

第四十六条の三　法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。次条第五号において同じ。）

十三　［同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

（相互会社から株式会社への組織変更後の公告事項）

第四十六条の二　［同上］

一　［同上］

二　効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。次条第四号において同じ。）